

平成29年度 鳥取県日野郡連携会議 次第

日 時：平成29年12月24日（日）

午後4時15分～5時

場 所：日野町役場 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 災害時の給食施設の相互支援について

資料1

(2) 日野郡内の道路除雪のあり方検討について

資料2

(3) 福祉避難所の設置運営に関する連携について

資料3

4 活動報告

小規模校の課題解決について～中学校の部活動への支援

資料4

5 閉会

平成29年度 鳥取県日野郡連携会議

出席者名簿

日時：平成29年12月24日（日）

午後4時15分～5時

場所：日野町役場 大会議室

団体名	職名	氏名	備考
日南町	町長	増原 聡	
	副町長	中村 英明	
日野町	町長	景山 享弘	
	副町長	山口 秀樹	
江府町	町長	白石 祐治	
	副町長	影山 久志	
鳥取県	知事	平井 伸治	
	西部総合事務所長	中山 貴雄	
	日野振興センター所長	越智 浩明	

「災害に強い日野郡づくり」相互支援協定について

○日野郡では、平成27年6月27日に締結した「鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約」に基づいて、これまで鳥獣被害対策や道路維持（除雪含む）など、県と3町が連携して地域の課題解決を進めている。

○このたび、災害等の発生に対する諸課題の検討を進めた結果、住民の安全、安心の確保ができるよう平時からの備えが必要であるという共通認識により、日野郡の3町間や県との相互支援や具体的な実施体制を構築するため、日野郡独自の相互支援協定を締結することとした。

1 概要

日野郡における災害時の住民の安全・安心を確保するため、日野郡3町と県が連携して平時の備えを進めるために、住民の避難、雪害、義務教育の健全な継続など6つの分野を中核とする相互支援協定を締結するもの。

2 背景

日野郡は平成12年10月の「鳥取県西部地震」を経験しており、平時の備えの必要性や非常時の住民に対する支援の難しさを承知している。

近年では東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震、豪雨や豪雪による被害等、県内外で住民の避難が広域的かつ長期化する災害が発生しており、自治体の災害時における住民への支援について、よりきめ細やかで迅速な対応を検討し準備することが必要となっている。

3 本協定による相互支援の主な項目

相互支援の分野	具体的な検討・実施体制
住民の避難に関すること	福祉避難所を速やかに設置し、早期の受入れをするとともに、必要なケアを行うための検討を町・県の福祉保健担当、防災担当を交えて行う。
医療、救急体制に関すること	災害時における各町の医療施設・設備や人的資源などについて、相互の支援や連携などの検討を進める。
住居、施設の安全に関すること	被災住宅対策など住民生活の安全・安心に関する諸課題について、相互の支援や連携などの検討を進める。
廃棄物処理に関すること	一般廃棄物等の処理について、各町の処理施設等の相互の支援や連携などの検討を進める。
雪害に関すること	将来的な除雪体制の確立・維持を目的として、行政、民間、除雪の実務経験者を構成員とした検討組織を創設する。
義務教育の健全な継続に関すること	学校給食施設が被災したときに速やかに相互支援を行うよう必要な協定を締結する。※今回の包括協定と同日締結
その他の事項	各町の特色や資源等を活用して諸課題の解決を図る。

※本協定の締結を契機として、日野郡全体の災害対応を強化するための具体的な検討と準備を3町及び県が連携して推進するものとする。

4 協定締結式の概要

- (1) 日 時 平成29年12月24日（日） ※連携会議開催前に実施。
- (2) 場 所 日野町役場（大会議室）
- (3) 署 名 者 鳥取県知事、日南町長、日野町長、江府町長
- (4) 協定期間 平成29年12月24日～平成30年3月31日
※解除の意思表示がなければ1年更新

「災害に強い日野郡づくり」相互支援に関する包括協定書

日南町、日野町及び江府町（以下「日野郡3町」という。）と鳥取県（以下「県」という。）は、日野郡内で発生した災害に相互に支援して取り組むため、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、日野郡の住民の安全と安心を守るため、平常時における災害発生に備えた対応の検討及び災害発生時における被災町への応援の実施に関し、日野郡3町及び県が相互に支援して取り組むことにより、災害に強い日野郡づくりを推進することを目的とする。

（相互支援の内容）

第2条 日野郡3町及び県は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に支援して取り組むものとする。

- （1）住民の避難に関すること。
- （2）医療、救急体制に関すること。
- （3）住居、施設の安全に関すること。
- （4）廃棄物処理に関すること。
- （5）雪害に関すること。
- （6）義務教育の健全な継続に関すること。
- （7）その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

（役割）

第3条 日野郡3町は、平常時から相互に連携して災害発生に備えた対応を検討し、災害発生時には被災町の実情に応じて可能な範囲で相互に応援を行うものとする。

2 県は、日野郡3町の相互支援に関して必要な助言、関係機関との調整、情報提供等を行うとともに、各町との意思疎通を図るものとする。

（他の協定との関係）

第4条 本協定は、日野郡3町及び県が別に締結する災害等に関する協定の効力を妨げるものではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに協定者のいずれからも協定終了の意思表示をしない限り更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第6条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項は、その都度、日野郡3町と県で協議して定めるものとする。

本協定を締結したことを証するため、協定書4通を作成し、各自が署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月24日

鳥取県日野郡日南町霞800番地

日南町

日南町長 増原 聡 (自署)

鳥取県日野郡日野町根雨101番地

日野町

日野町長 景山 享弘 (自署)

鳥取県日野郡江府町江尾475番地

江府町

江府町長 白石 祐治 (自署)

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治 (自署)

災害時の給食施設の 相互支援について

平成29年12月24日
日野郡連携会議

1

○背景

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震で、倉吉市給食センターが被災。同年11月14日から、周辺の4町が給食支援を開始した。

⇒日野郡でも同様の事態が発生した場合、給食の相互支援が必要になるのではないか？

- ・学校衛生管理基準等の観点や給食施設の規模（給食の調理可能食数）を検討

給食施設の調理可能食数

※小・中学校の給食施設に絞って検討

町名	給食施設名	通常時の調理食数	追加可能食数	食数合計	<参考> 生徒、児童数		
日南町	日南町学校給食センター (日南町霞739)	260食	590食	850食	日南小(生山)	139人	217人
					日南中(霞)	78人	
日野町	日野町立学校給食センター (日野町野田269-1)	220食	240食	460食	根雨小(野田)	60人	164人
					黒坂小(黒坂)	27人	
					日野中(野田)	77人	
江府町	江府町立学校給食センター (江府町江尾1713-2)	200食	390食	590食	江府小(小江尾)	83人	153人
					江府中(洲河崎)	70人	
合計		680食	1,220食	1,900食	合計		534人

※1 食数は日野郡内の給食施設の調理可能調べ(H29.8月実施)を基に作成。
(10食以下の数字は概数とし、主食以外の追加可能食数を記載。)

※2 生徒・児童数は平成29年度学校便覧(H29.5.1時点)から記載。

2

○日野郡の災害時の給食相互支援の枠組み

小・中学校の給食について支援を行うためには

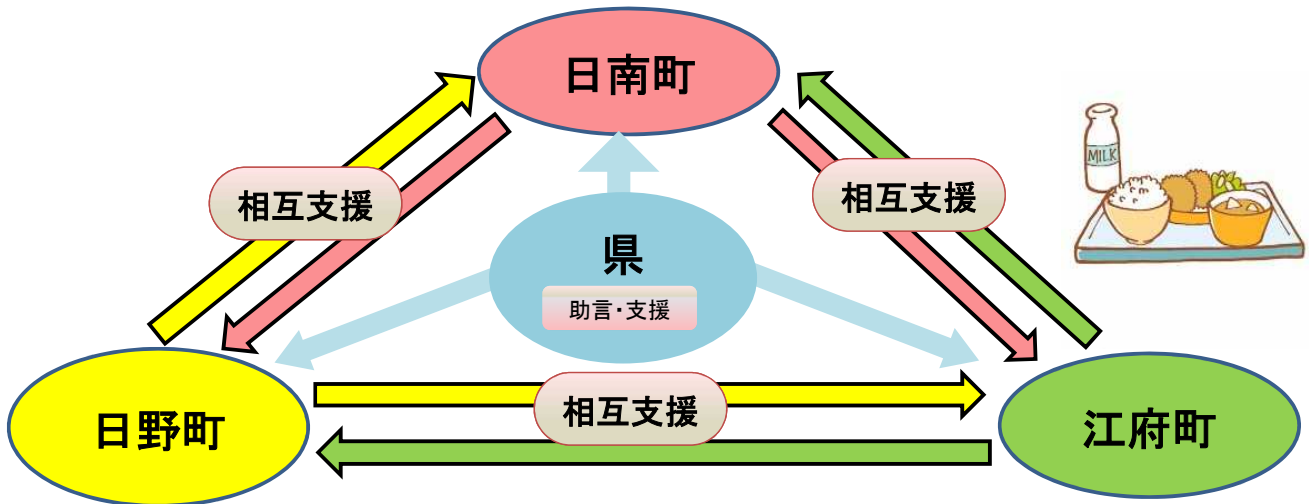
学校給食衛生管理基準を満たす必要
(調理から2時間以内に給食(1時間30分以内に検食))

給食施設が他町に支援できるだけの
調理可能容量が必要

日南町⇄日野町・・・約45分
日野町⇄江府町・・・約30分
江府町⇄日南町・・・約1時間

追加可能食数=1,220食
生徒、児童数=534人

給食施設が被災した場合に、他町の施設からの支援が可能



3

○中部地震における実際の支援実施での問題点など

- ・調理員の派遣のための調整
- ・配食車両の運搬調整、確保
- ・食器の洗浄、消毒、保管など洗浄関係器具の容量など

現場の状況把握
が不足

円滑な支援実施には、平常時から協議、検討、合同演習等を行う必要

3町と県が平常時からの備えを連携して行う協定締結

○協定の締結

協定により、町の給食施設が被災し、給食を供給できなかった場合に備えて、その他の町から支援するという「相互支援の枠組み」を作り、平常時から合同演習や備えを行うもの。

県は、相互支援に必要な関係機関との調整、助言等を行う役割を担う。

町の相互支援

- 相互支援の対象
各町の小・中学校
- 支援内容
給食の主食、主菜、副菜、汁物等の必要な食数の提供

鳥取県の役割

他との調整が想定される事項

- 食材の調達方法
- 配送の支援
- 防災部局との連携
- 指導官庁(保健衛生管理、教育委等)との協議 など

4

<協議事項> 災害時の給食施設の相互支援について

鳥取県中部地震では倉吉市の学校給食センターが被災し周辺自治体から給食の提供を受けたことを教訓に、日野郡3町では平時から給食施設の相互把握や調理員、配送方法、食材手配等の調整を進め、被災時の相互支援を行う協定を締結するなど、非常時の速やかな協力体制に備えたい。

1 背景・概要

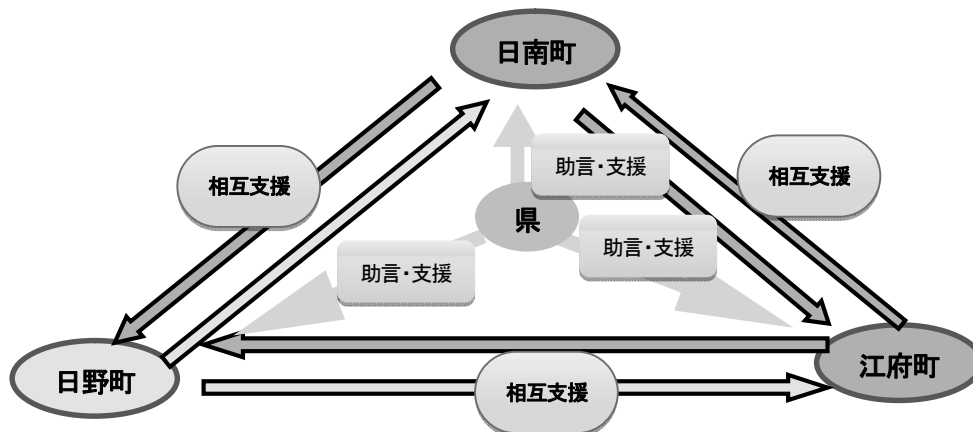
平成28年10月に発生した鳥取県中部地震では倉吉市の学校給食センターが被災して子供たちに温かい昼食の提供が困難となり、約3週間後に周辺の自治体と覚書を結んで給食の提供を受けた。

日野郡3町はそれぞれが給食センターを保有し、調理可能食数に余裕があり、学校間の距離も配送可能な範囲に位置する。平時から給食施設の相互把握や調理員、配送方法、食材手配等の調整を進めておくことで、被災時の速やかな支援が実現できるものと考えられる。

町名	給食施設名	通常時の調理食数	追加可能食数	食数合計	<参考>生徒、児童数		
					施設名	人数	合計
日南町	日南町学校給食センター (日南町霞 739)	260食	590食	850食	日南小(生山)	139人	217人
					日南中(霞)	78人	
日野町	日野町立学校給食センター (日野町野田 269-1)	220食	240食	460食	根雨小(野田)	60人	164人
					黒坂小(黒坂)	27人	
					日野中(野田)	77人	
					江府小(小江尾)	83人	
江府町	江府町立学校給食センター (江府町江尾 1713-2)	200食	390食	590食	江府中(洲河崎)	70人	153人

2 相互支援協定の概要

- (1) 支援の対象 日野郡内の小中学校
- (2) 災害時の支援 給食の提供(主食、主菜、副菜、汁物等必要な食数)
- (3) 平常時の連携 日野郡3町と県の担当部局で定期的に研究、協議や合同訓練等を行う。
*他町の給食施設での調理訓練などを実施。調理技術の相互研鑽や食育能力の向上なども併せて図っていく。
- (4) 協定の期間 協定締結日から平成30年3月31日
*締結主体が協定終了の意思表示をしない限り1年更新とする。



日野郡内の道路除雪のあり方検討について ～実務者による検討組織の創設～



平成29年12月24日
日野郡連携会議

◎日野郡内の道路除雪を取り巻く現状

《日野郡内の公道除雪延長（H28年度）》

区分	路線数	管理者	延長（km）		
			委託	直営	計
国道	4	県	37	56	93
県道	23※	県	173	—	173
町道等	—	町	354	3	357
計	—	—	564	59	623

※このほか新見市への委託路線が1路線あり。

除雪への期待
(平年除雪の迅速適切な実施
+異常豪雪への緊急対応力)

除雪の供給
(従事できる機械運転手(オペ))

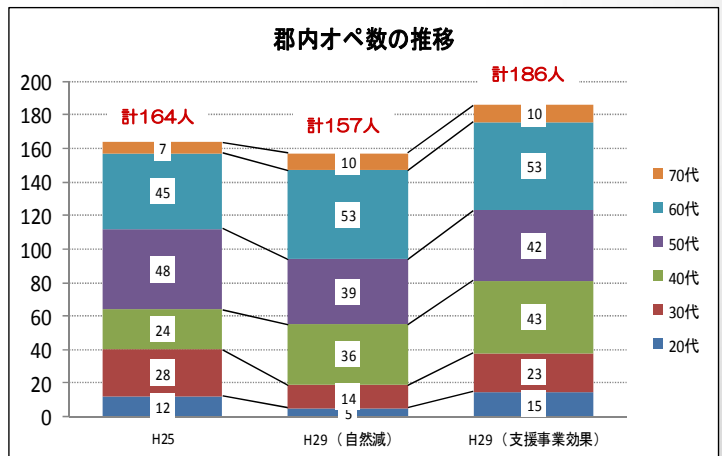
●除雪に従事するオペは高齢化による自然減が加速進行。免許取得支援により人数は回復。

H25調査

区分	法人 個人 県町	オペ数	法人+個人 年代内訳(人)						
			年代内訳(人)						
			20代	30代	40代	50代	60代	70代	
日南町	29	78	3	12	11	27	20	5	
日野町	18	46	3	7	10	12	13	1	
江府町	10	40	6	9	3	9	12	1	
計	57	164	12	28	24	48	45	7	
年代別構成比(%)			7.9	18.5	12.6	26.5	29.8	4.6	

H29調査

区分	法人 個人 県町	オペ数	法人+個人 年代内訳(人)						
			年代内訳(人)						
			20代	30代	40代	50代	60代	70代	
日南町	28	106	12	16	19	21	33	5	
日野町	14	40	1	2	13	10	13	1	
江府町	12	40	2	5	11	11	7	4	
計	54	186	15	23	43	42	53	10	
年代別構成比(%)			8.0	12.4	23.1	22.6	28.5	5.4	



※支援事業により29名育成

◎現在進行中の対応

○機械・設備の計画的更新と併せ**マンパワーの継続的確保が課題**
⇒ 減少していくオペの人数以上に新規オペを育成確保

三町、県及び日野建設業協会が協調して、 新規オペを育成する事業を実施

①オペの資格取得支援（H27年度から）
《補助金交付決定者数》

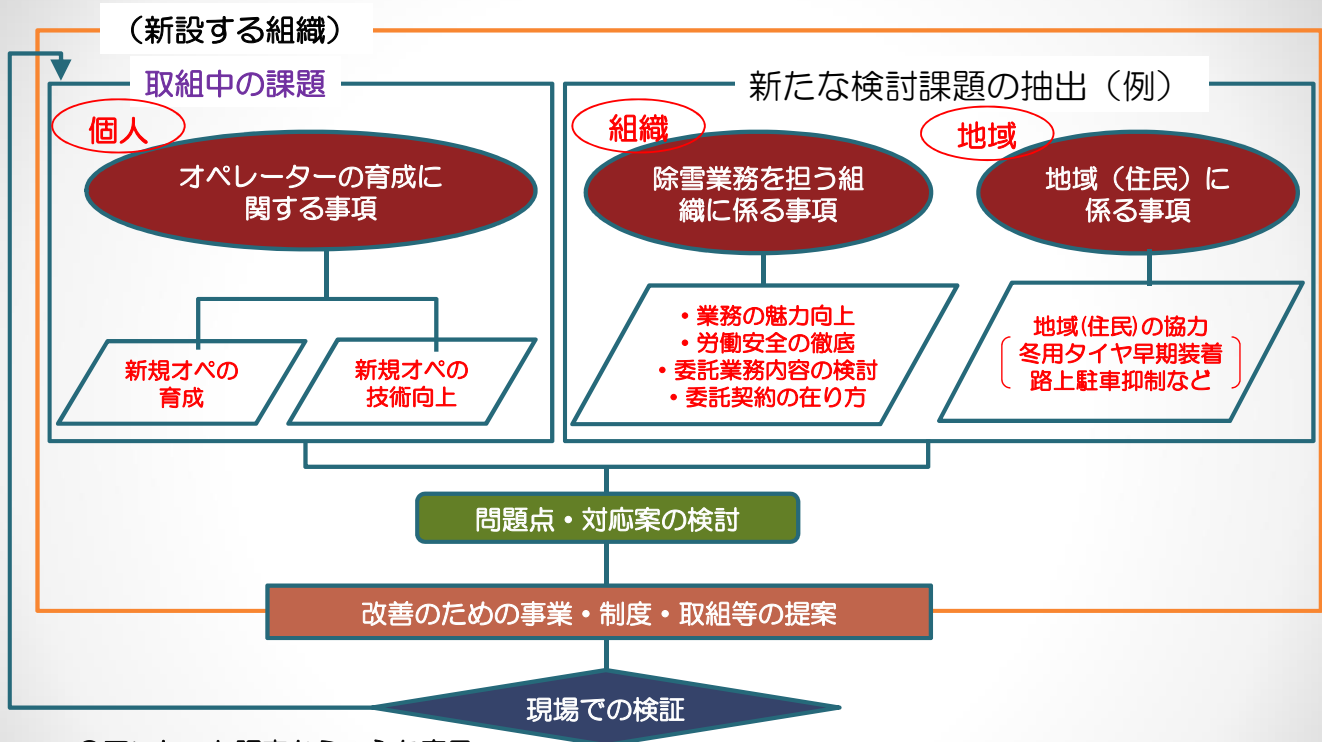
	H27	H28	H29 (予定)	計
日南町	10	5	3	18
日野町	1	4	2	7
江府町	4	2	10	16
計	15	11	15	41

②新規取得者の技能向上研修（H29新規）

《H29年度研修概要》

- 日時 10月12日（木）
- 場所 JA日南支所及び日南町防災基地
- 主催 （一社）鳥取県日野建設業協会
- 共催 鳥取県日野郡連携会議
- 参加 新規免許取得者ほか 約20名
- 内容 除雪施工方法、留意点など

◎道路除雪に係る諸課題



○アンケート調査からの主な意見

- ・若年者の企業への定着に不安。
- ・機械を保有する会社は維持費用が生じるので優先契約してほしい。随意契約にしてほしい。
- ・狭い道路に車を置かないで欲しい。
- ・旧まちなかの道は空き家が増え、住民の自主的な除雪にムラが生じて道路に段差が発生。

◎専門検討組織の創設（案）

現場で除雪実務を担当する者をメンバーに加えた専門検討組織を創設

⇒ 現場感覚を踏まえた検討課題の抽出と、現実的で実効性のある対応案の検討

位置づけ

- ・道路維持WGに属する専門検討組織として創設

立ち上げ

- ・平成30年 1月

事務局

- ・日野県土整備局内

目指すもの

- ・将来にわたる持続可能な除雪体制の構築
- ・高い技術と強い使命感をもったオベにより郡内除雪を実施。
- ・オベを支える組織（建設会社等）が安定して除雪業務を遂行。
- ・地域（住民）との連携・協力を基盤とした除雪風土の継続。

構成員（案）

	所 属	区分
日 南 町	除雪実績の豊富な法人	会社
	除雪実績の豊富な個人	個人
	町職員（建設課）	WG
日 野 町	除雪実績の豊富な法人	会社
	町職員（現業主事）	—
	町職員（建設水道課）	WG
江 府 町	除雪実績の豊富な法人	会社
	除雪実績の豊富な個人	個人
	町職員（建設課）	WG
日野建設業協会		関係団体
県	現業技術員	—
	道路企画課	WG
	日野県土整備局	WG

◎専門検討組織における検討課題の例示

オペレーター（個人）	除雪業務を担う組織	地域（住民）	その他
<p>1 新規オペレーターの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資格取得支援 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の拡大（準高齢者、一般住民等） <p>2 新規オペレーターの技術向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術向上研修 <ul style="list-style-type: none"> 10月12日実施（初回） ・継続実施（内容拡充） ○オペレーターの競技大会の開催、表彰制度の創設 	<p>1 業務の魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生、生徒への啓発・PR ○労働環境の改善 <p>2 労働安全の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○除雪作業の安全研修 ○代替要員確保 ○オペレーターの運転適性診断の実施 <p>3 委託業務内容の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出勤基準、除雪レベル（除雪幅、残雪厚、終了時間等）、優先順位等 <p>4 委託契約のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複数年契約 ○機械保有会社への優先発注 ○新規除雪参入者の募集 <ul style="list-style-type: none"> ・個人（沿線住民） ・建設業以外の法人 ○個人除雪者の組織化（町委託業務） 	<p>1 地域（住民）の協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人家玄関前、防火施設周辺の除雪（車道除雪後等） <ul style="list-style-type: none"> ⇒高齢世帯への住民協力 ○人家連担区間の排雪対策（空き家スペースの活用） ○苦情等の聞取業務の効率化 <p>2 一般ドライバーへの啓発・お願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○路上駐車抑制 ○冬用タイヤの早期装着 ○除雪機械の優先走行（無理な追越し禁止や狭路での対向車両の協力等） 	<p>1 除雪作業の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託工区の効率的設定 ○新技術の情報収集・共有 <p>2 除雪機の維持・計画的更新</p> <ul style="list-style-type: none"> （県・町有機械、業者所有機械） <p>3 発注者に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者（県、町の職員）の知識、技術向上 <p>4 豪雪時の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡・相互応援体制の構築 <p>5 隣県・市・町（岡山、広島、島根）との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○除雪状況等の情報共有 ○県境部の除雪の相互応援

<協議事項> 日野郡内の道路除雪のあり方検討について

日野郡の除雪は県内でもトップレベルの技術を誇る経験豊富なオペレーターにより支えられてきたが、近年オペレーターの高齢化による自然減が進んでいる。除雪オペレーターの人数及び技量を確保するため、平成27年度から新規オペレーターのための免許取得助成を行い、平成29年度には免許取得者の技術向上のための特別研修を実施した。

今後の日野郡における除雪体制について、現場経験が豊富な実務者を構成員に加えた専門検討組織を創設し、課題を抽出して実効性のある対応を検討することで、持続可能な除雪体制の構築を図りたい。

1 背景・概要

昨年度の豪雪で県内の道路網が大きな影響を受けるなど、近年の異常気象により短時間で記録的な降雪が各地で発生している。多雪地域である日野郡において、道路除雪は冬期間の住民生活と事業活動を担保する重要課題である。現在は県と3町が連携して高いレベルで除雪を実施しているが、人口減少や高齢化などの負の影響が除雪オペレーター確保などで顕在化しはじめている。

2 専門検討組織の概要 ～ 連携会議の道路維持WGに属する専門組織として創設

- (1) 構 成 員 除雪実績の豊富な法人・個人、日野建設業協会、町、県
- (2) 検討内容 (想定) 除雪オペレーターについて (新規育成、技術向上など)
除雪業務を担う組織 (業務の魅力向上、労働安全の徹底、委託のあり方など)
地域・住民について (除雪への協力、冬用タイヤの早期装着など)
その他 (除雪用機械の維持更新、隣県や関係機関との連携など)
- (3) 創 設 時 期 平成30年1月
- (4) 事 務 局 日野県土整備局内

3 現在進行中の取組

(1) 新規免許取得者助成事業 (新たなオペレーターの人員確保)

平成27年度に3町と県で新規免許取得者に対する支援制度を創設

<負担割合> 県1/3、町1/3、事業主体1/3

<補助上限額> 1人当たり20万円を上限 (町から事業実施主体へは40万円が上限)

(単位:人)

	H27	H28	H29	合計
日南町	10	5	3	18
日野町	1	4	2	7
江府町	4	2	10	16
合計	15	11	15	41

※H29は現在の予定者数

(2) 新規取得者の技能向上研修 (資質の確保)

平成29年度から、県の現業技術員が全面協力して新規免許取得者を対象にした育成研修を実施

<主催> 一般社団法人鳥取県日野建設業協会 (共催/鳥取県日野郡連携会議)

<講義> 除雪の心構え、除雪テクニックと留意点 <実技> 除雪機械の操作、トラブル対応

福祉避難所の設置運営に関する連携について

平成29年12月24日
日野郡連携会議
福祉・保健分野

1

災害時の住民避難支援

東日本大震災の被害を受けて、国は福祉避難所にかかるガイドラインを見直すなど災害に対する地方自治体の万全な備えを求めている。各町では災害に強い地域づくりのため、要支援者を把握の上、支え愛マップの作成を進めており、福祉避難所は一連の避難支援の流れの中で、非常に重要な位置づけにある。

地域住民が主体となった 支え愛マップ

避難行動要支援者の把握

【要支援者】：要介護高齢者、障がい児者、乳幼児、妊婦、難病患者など

避難支援者の把握 (民生委員等の近隣住民)

避難経路の確認

活用可能な社会資源の発見や関係者間の連携強化が図られ、自らの地域に関する様々な気づきも生まれる。

災害
発生

支え愛マップ、避難行動要支援者名簿に基づき、避難支援者の安全確保の上、速やかな避難行動

避難生活

市町村が指定している最寄りの 集会所などへの緊急避難

一般避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の要配慮者を受け入れるための福祉避難所又は福祉避難スペースを確保。

要配慮者の障がい等の種別に応じて、福祉サービスが提供できる体制を整え、必要な配慮を提供。

必要な福祉サービスの提供

看護師・保健師・介護支援専門員
などの支援者

2

福祉避難所の設置の必要性

発災時に助かった命が、その後の避難生活において、要配慮者への福祉サービスなどの必要なケアがなされなかったために失われることはあってはならない。避難後の要配慮者対応は人命に関わることであり、その対応の拠点となるのが福祉避難所である。

福祉避難所

- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン
 - ア 施設自体の安全性が確保されていること。
 - イ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ウ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

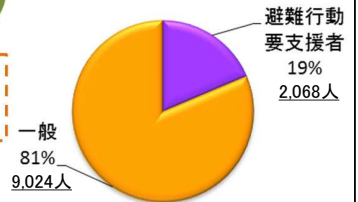
(例)

社会福祉施設

ホテル等宿泊施設

学校公民館

日野郡の避難行動要支援者



【要配慮者】・・高齢者、乳幼児、妊婦、肢体不自由のある方、内部障がいのある方、難病の方、目や耳の不自由な方、知的障がいや精神障がいのある方、認知症の方、外国人の方など

障がいなどの特性に応じて、様々な人的支援の専門職、環境・備品などが必要

平時から「福祉避難所」の必要性を認識

- 対象者の概数の把握
- 対象者の現況等の把握
- 利用可能な施設の把握
- 福祉避難所としての指定
- 福祉避難所の住民への周知
- 福祉避難所の施設整備
- 物資・器材の確保
- 移送手段の確保
- 福祉避難所の運営にかかる連携

日野郡3町の現状と課題

福祉避難所の指定状況

(平成29年12月1日現在)

	指定状況	指定施設
日南町	検討中	(9施設を想定。協議中)
日野町	7カ所指定	山村開発センター(根雨)、日野町公民館(黒坂)、老人福祉センター(黒坂)、その他町施設、福祉施設を中心に指定
江府町	1カ所指定	総合健康福祉センター(江尾)

各町が抱える問題

設置場所	物的課題
<ul style="list-style-type: none"> ・指定(候補)施設が危険区域内(土砂災害・水害)にあるため進まない。(イエローゾーン、レッドゾーンと指定との考え方の整理も必要。) ・指定の調整が進んでいない民間事業所等が多数ある。 ・土砂災害危険区域内に設置された福祉施設も存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定(候補)施設のバリアフリー化が不十分である。 ・受入れが十分できるか、明確な検証ができていない。 ・備品の整備、物資の供給等の検討が進んでいない。
人的課題	その他課題
<ul style="list-style-type: none"> ・一般避難所も開設しており、全体的にマンパワーが不足。 ・専門職の配置・搬送手段等の検討が進んでいない。 ・広域、山間部、高齢化などの理由で移送を援助する人材が少ない。 ・広域的なスタッフの確保を考えないといけない。 ・人材の派遣要請や市部との支援調整等が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定はしているが、うまく運営できるか不安である。 ・関係機関との連携体制が進んでいない。 ・運営マニュアルが確立されていない。 ・収容する対象者の整理が難しい。 ・災害時要援護者(透析患者、難病患者等)の把握が不十分である。

広域的な連携も念頭に、3町が一緒になって福祉避難所のあるべき姿(日野郡モデル・・・)を検討してみようか。

福祉避難所の検討体制や内容

日野郡圏域は、75才以上の後期高齢者が3,355人(30%を占める)と多く、今後は障がいのある方の特性等にも応じ、また一般避難所との機能整理も含めて、避難者の状況に寄り添った姿（日野郡モデル・・・）の検討、構築が必要である。

新たなWGを立ち上げて検討を開始



例) 検討内容

◆各町共通事項	◆3町連携
<ul style="list-style-type: none"> ・一般避難所での福祉スペースの開設 ・福祉避難所運営マニュアル ・避難所開設や段ボールベッド設置等の初期対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互協力体制の構築 ・福祉避難所（機能）の広域的な設置 ・被災町以外での避難所開設 ・備品の共同購入

<協議事項> 福祉避難所の設置運営に関する連携について

要配慮者の避難に関しては個別の特性に応じた専門的な対応が求められるため、平時から検討し準備を進めることが必要である。単町では人的・物的な資源も限られ専門職も少ないことから、3町と西部福祉保健局が連携して検討チームを結成し、福祉避難所の設置運営に関する検討・準備を行い、適切な住民避難に結びつけたい。

1 背景・概要

要配慮者の避難に関しては、障がいや医療行為などの特性に応じた対応が必要であり、災害発生後の混乱時に検討し適切に対応することは困難である。そのため、要配慮者の状況や施設・設備及び専門職員の状況などを踏まえ、平時から対応を検討し準備を進めて必要がある。

一方で、単町では人的・物的な資源が限られ、専門的な知見を有する職員も少ない状況にあり、福祉避難所の指定や具体的な運用については今後の対応が必要な状況である。

<3町の福祉避難所の設置状況>

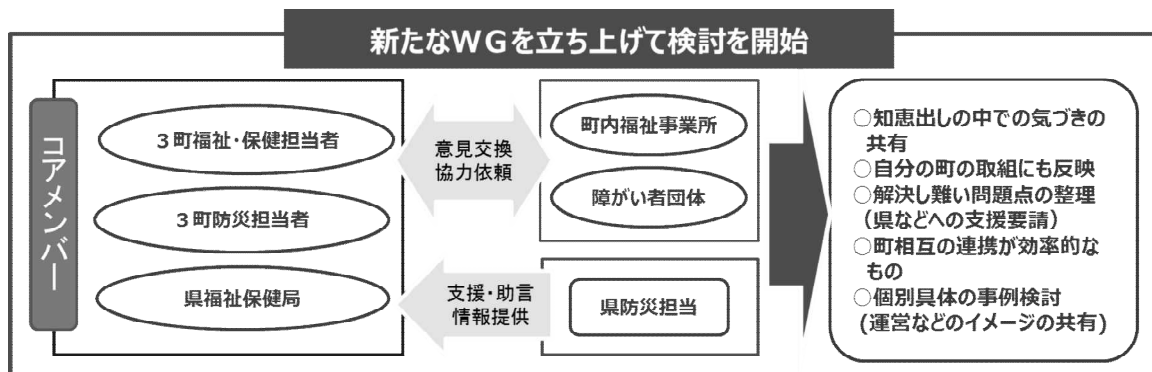
	指定状況	指定施設
日南町	検討中	(9施設を想定。協議中)
日野町	7カ所指定	山村開発センター(根雨)、日野町公民館(黒坂)、老人福祉センター(黒坂)、その他町施設・福祉施設を中心に指定
江府町	1カ所指定	総合健康福祉センター(江尾)

(主な課題) 土砂災害危険区域内の施設、専門職ほかマンパワー不足、対象者の移送手段、バリアフリー化、備品の整備、運営方法(マニュアル整備)など。

2 検討ワーキンググループの設置

福祉避難所に関する連携会議のワーキンググループを新設し、3町と西部福祉保健局が連携して、各町の実状と人的・物的資源を踏まえた専門的な検討を行い実効性のある準備を進めていく。

- (1) 構成 <コアメンバー> 3町福祉保健担当者及び防災担当者、西部福祉保健局
<関係協力組織> 町内福祉事業所、障がい者団体、県防災担当等
- (2) 検討内容 福祉避難所運営マニュアルの整備(避難所の開設等の初期対応等)、その他3町の相互連携が効率的な事項(協力・緊急応援体制、広域設置、備品の共同購入など)



小規模校の課題解決について ～中学校の部活動への支援～

平成29年12月24日

日野郡連携会議

教育WG関係

1

小規模校の課題の検討

- 日野郡が抱える小規模校の課題（デメリット等）の抽出。
- 小・中学校の教職員112名にアンケート調査を実施。（H28.7月）
- 3町で連携して実施することが有益、効率的と考えられる項目について、その方法等について検討を進める。

検討項目	教育WG内 担当町	現在の状況や課題等	検討状況や今後の予定
①教員の支援	日野町	・従来、新任教員研修や専門研修については各町で実施している。郡内で合同実施ができないか。	・H28、29ともに新任教員の配置はなかった。 ・各校の専門研修(企画)を随時紹介して参加を働きかける。直近ではH29.8.23日野町で実施。
②部活動の支援 喫緊の課題！	日野町	・生徒数の減少により、単町(校)では大会に出られず、部活動の存続は深刻な課題。今後の部活動の実施方法等を検討したい。	・中学校側は団体種目について、合同チームによる実施を要望している。 ・部活動の合同練習にかかる具体的な課題である「生徒の移動手段」の解決を図る。(H29年度内に具体化)
③システム・エンジニア(SE)の導入	江府町	・ICT対応は教職員だけでは限界(知識、時間等)がある。専門のSEを配置できないか。	・H28～業者(ケイズ)の提案で江府町はお試し支援あり。学校側や業者側の意見を集約して今後の活用方法を検討する。
④学校ボランティアの拡大	日南町	・郡陸上大会など、行事の運営が教職員だけでは困難なものもある。地域の支援を求めたい。	・ボランティアの人材リスト化を行い、支援体制を整える。

2

中学校の部活動の現状

- 部活動は学校教育の一環として実施するものであり、各学校単位で部活動の機会を提供するものである。
- 中学校の生徒数の減少により、各町（校）単独での公式大会の出場が困難になっている種目もある。
- 今後、部活動を存続するためには、合同チームを編成する必要もあり、郡内3校の連携が必要である。

日野郡中学校部活動生徒数一覧（学校提供資料から）

種目	江府中学校			日野中学校			日南中学校			総計
	1年	2年	計	1年	2年	計	1年	2年	計	
陸上	—	—	—	6	6	12	4	7	11	23
野球	4	2	6	6	2	8	4	1	5	19
バレーボール(男)	—	—	—	—	—	—	5	3	8	8
バレーボール(女)	—	—	—	2	1	3	2	4	6	9
ソフトテニス(男)	2	2	4	3	2	5	0	1	1	10
ソフトテニス(女)	7	3	10	1	2	3	2	1	3	16
卓球(男)	3	4	7	—	—	—	1	2	3	10
卓球(女)	—	—	—	—	—	—	3	4	7	7
サッカー	—	—	—	2	6	8	—	—	—	8
吹奏楽	7	10	17	1	7	8	5	2	7	32
その他	—	—	—	—	—	—	0	1	1	1
合計	23	21	44	21	26	47	26	26	52	143

【H29新人戦以降、合同実施が必要となった種目】
①野球（3町）
②女子バレーボール（日南町、日野町）

サッカーについては、郡内は日野町のみであり、すでに伯耆町と合同チームを編成している。

部活動の合同実施の課題

- 生徒の合同練習会場（他校）までの移動は、保護者の車による送迎や公共交通機関の利用に頼っている。
- 今後も合同チーム編成を進める場合、「現地集合」に対する家庭への負担（時間的、経済的）に対する限界が心配される。

日野郡3校中学校長の要望

生徒の輸送に関して、学校側では対応困難であり、町としての公的な支援ができないか。

※いずれかの支援の検討

- ①町営バス、マイクロバスなど町が所有する車両による送迎
- ②JR等の公共交通機関を利用した場合の運賃の家庭への助成



<部活動の合同実施における課題の解決に向けて>

中学校では、6月の県総体が終了した後、すでに合同チームの編成に向けて「合同練習」を実施しており、平成29年度内の早い段階で「公的支援」について、3町の足並みが揃うように各町長にご理解をいただき、必要な予算補正等の対応をお願いしたい。

平成29年7月 日野郡連携会議 教育WG グループリーダー
日野町教育委員会 教育課長 砂流誠吾

合同実施の状況と支援方法の整理

○日野郡内での部活動の合同実施

種目	対象となる学校	練習場所	実施回数(※)
野球	3校全て(日南中・日野中・江府中)	各町持ち回り(輪番)	約50回/年間
バレーボール(女子)	2校(日南中・日野中)	日南中学校(固定)	

※合同練習は週1回とし、年間ペースで約50回程度を想定。(平日は合同実施しない。休業日に実施する場合は土日のいずれか1日とする。)

○支援の考え方(支援対象、足並みの揃え方等)

- 日野郡内の学校で合同チームを編成する種目に限定する。
 - ☞野球、女子バレーボール。
- 合同練習(日々の部活動)のために他町への移動が必要な場合に支援する。
 - ☞地元の学校から練習会場(他校)まで
- 郡外で行われる各種大会や練習試合会場等への移動は、支援の対象外とする。
 - ☞各種大会や練習試合が「通常合同練習会場」で実施される場合は支援の対象とする。

○具体的な支援策

町名	支援の内容	予算措置	措置内容	備考
日南町	費用助成(保護者の送迎、公共交通機関の利用に対しての実費助成)	現行予算(枠内)	—	既存の支援基準の運用により、助成が可能となるよう整理した。
日野町	費用助成(公共交通機関の利用に限定しての実費助成)	現行予算(枠内)	—	今回新たに交付要綱を制定した。
江府町	公用車による送迎	9月補正で対応	増額補正17千円	公用車燃料代として16,978円

既に3町とも上記内容による支援を開始済。(H29年9月末現在)

<活動報告> 小規模校の課題解決について～中学校の部活動への支援

急速に進む人口減少や少子化の中で、日野郡が抱える小規模校の課題について教員アンケートなどにより抽出して教育ワーキンググループで検討を進めてきた。その中で、生徒数の減少により中学校の部活動（団体競技）の継続が困難となり学校や保護者から不安の声があがっている事案に対して、3町が連携して解決方法を検討し、足並みを揃えて行政としての支援を行うこととした。

1 背景・概要

○6月の県総体が終了し3年生が部活動から引退すると、単独中学でチーム編成ができなくなる部活動がある。日野郡3町で合同チームを編成する場合、生徒の合同練習会場（他校）までの移動手段を考える必要がある。

○保護者の車による自主送迎や公共交通機関の利用に頼った「合同練習会場」への移動は、家庭等への負担（時間的、経済的）も生じ、部活動の参加が困難となる生徒も出てくる懸念される。

2 合同チームによる練習への支援

○合同チームの編成

種目	活動対象となる学校	練習場所	実施回数(想定)
野球	3校すべて(日南中・日野中・江府中)	各町持ち回り(輪番)	約50回/年間 ※週1回(土日のいずれか1日)
バレーボール(女子)	2校(日南中・日野中)	日南中学校(固定)	

○合同練習会場への移動に対する支援の考え方

- ・日野郡内の学校同士で合同チームを編成する団体種目に限定する。
- ・合同練習（日々の活動）のために、他町（校）への移動が必要な場合に支援する。
- ・郡外で行われる各種大会や練習試合の会場等への移動は、日々の部活動とは性格が異なるため支援の対象としない。



具体的な支援策

町名	支援の内容	予算措置	措置内容	備考
日南町	費用助成(保護者の送迎、公共交通機関の利用に対しての実費助成)	現行予算(枠内)	—	既存の支援基準の運用により、助成が可能となるよう整理した。
日野町	費用助成(公共交通機関の利用に限定しての実費助成)	現行予算(枠内)	—	今回新たに交付要綱を制定した。
江府町	公用車による送迎	9月補正で対応	増額補正17千円	公用車燃料代として16,978円

※平成29年9月、上記の内容による支援を開始済み。3町が足並みを揃えた取組となった。